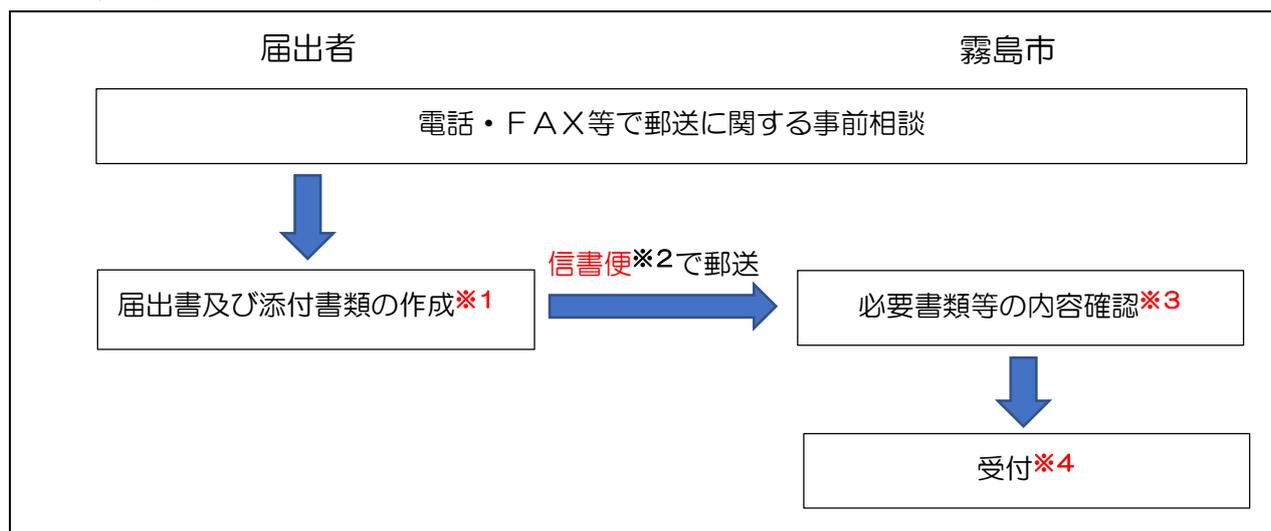


1. 長期優良住宅認定等の工事完了届、建設リサイクル法に基づく届出及び建築基準法に基づく除却届の受付の流れ



(注意事項)

- ※1 届出書の控え分として市の受付印が必要な方は各届出書を2部送付してください。なお、受取を信書便で希望する方は各完了届を信書便で送付する際に返信用の信書便の封筒等を同封していただければ、信書便での受取が可能です。ただし、費用は依頼者負担となります。また、郵送会社への持ち込みは行いませんのでご注意ください。
- ※2 郵送にかかる送料等はすべて届出者の負担になります。また、郵送する場合の届出書は『信書』になります。必ず、信書を取り扱うサービスをご利用下さい。詳しくは『2. 信書について』をご確認下さい。
- ※3 書類に不備がある場合、再提出・追加資料の提出を求められることがありますのでご注意ください。
- ※4 受付日は必要書類を内容確認した日以降になりますので余裕をもって郵送してください。建設リサイクルの届出については工事に着手する7日前までに届け出る必要がありますのでご注意ください。

2. 信書について

『郵送』を利用する場合、届出書等は『信書』になります。必ず、信書便（費用は申請者負担）を取扱うサービスをご利用ください。詳細は『信書のガイドライン（総務省 HP）』等をご覧ください。

※受取は申請書等を信書便で郵送する際に返信用の信書便の封筒等を同封していただければ、郵送での受取が可能です。ただし、費用は申請者負担となります。また、郵送会社への持ち込みは行いませんのでご注意ください。

- 信書のガイドライン（総務省 HP） https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html
- 信書便事業者一覧（総務省 HP） https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html
- 日本郵便 Q&A（外部リンク） <https://www.post.japanpost.jp/question/615.html>